

特例子会社等の設立を支援します！

～ 特例子会社等設立支援事業費補助金のご案内 ～

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことのできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率は、令和6年4月から2.5%となり、令和8年7月から2.7%へと引き上げられるなど、ますます障害者の就労機会拡大が求められています。

県では、障害者一人ひとりが能力を十分に発揮しながら働ける環境整備の方法のひとつとして、特例子会社等の設立を推進・支援しています。

補助金を活用して、特例子会社等を設立してみませんか？

特例子会社等設立のメリット

☑ 障害者の能力を十分に引き出せる

障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができる。

☑ 生産性の向上

職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。

☑ コストの圧縮

障害者の受け入れに必要な設備投資の集中化ができる。

☑ 弾力的な雇用管理

親会社等と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

☑ 社会的評価の向上

障害者雇用に積極的に取り組む企業として社会的評価の向上が期待できる。



「特例子会社等の設立は、費用面の負担が大きそうなので難しい」と、お考えの企業様もご安心ください。富山県では、これから特例子会社若しくはその事業所を設立する事業主又は事業協同組合等(特定組合等)に対して、設立に要する経費の補助を行っています。

補助金の概要・申請方法は裏面へ

■特例子会社とは？

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度。

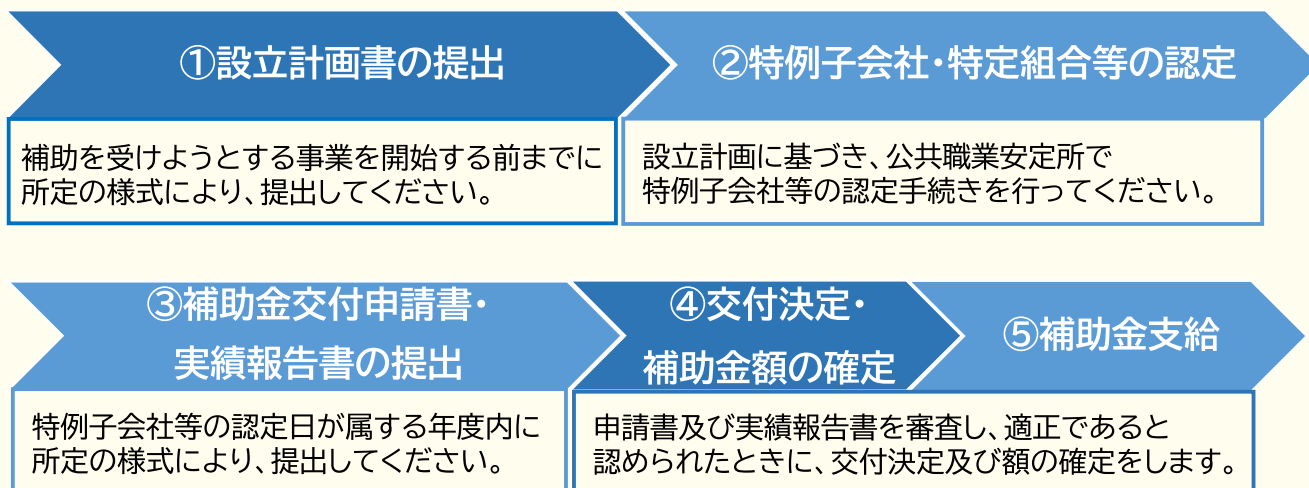
■特定組合等とは？

組合員である中小企業と障害者の雇用の促進及び安定に関する事業(雇用促進事業)に取り組む事業協同組合等が一定の要件を満たす場合には、当該中小企業と合算して障害者の実雇用率を算定できる制度。

■特例子会社等設立支援事業費補助金の概要

	特例子会社等の設立	特定組合等の設立
補助対象者	次のいずれの要件も満たす 県内に特例子会社又はその事業所を設立する親事業主等 ・県内に事業所があること ・障害者雇用率の算定対象労働者が40.0人※以上であること (※R8.7～:37.5人以上) ・特例子会社又はその事業所の親事業主等の認定を受けること	次のいずれの要件も満たす特定事業主と雇用促進事業を実施する事業協同組合等 ・県内に主たる事務所があること ・特定組合等の認定を受けること
補助率	対象経費の1/3(千円未満切り捨て) 次のいずれかに該当する場合は1/2(千円未満切り捨て) ・複数の重度障害者を雇用した親事業主等 ・中小企業である親事業主等	対象経費の1/2(千円未満切り捨て)
限度額	300万円	
対象経費	・設立プラン策定に要する経費（例:コンサルティング費,先進企業等の視察に要する経費など） ・株式会社等の設立に要する経費（例:定款の認証印紙代・手数料など） ・官公署への手続き等に係る行政書士等に対する報酬 ・設立に伴う準備室等に係る経費（例:設立準備室等賃借料,物品購入費など） ・その他、知事が特に必要と認める経費	

■補助金申請の流れ



申請窓口・お問い合わせ

富山県 多様な人材活躍推進室 人材確保推進課
 電話:076-444-8897 FAX:076-444-4405

《詳細はコチラ》

富山県 特例子会社 補助金

検索

